

令和元年度芦屋すこやか長寿プラン21評価委員会 会議録

日 時	令和元年10月11日(金) 午後1時30分～3時30分
会 場	芦屋市役所 分庁舎2階 大会議室
出席者	委員長 澤田 有希子 委 員 安住 吉弘 上住 和也 仁科 睦美 岩本 仁紀子 加納 多恵子 脇 朋美 北田 恵三 和田 周郎 柴沼 元 朝倉 己作 渡辺 史恵 瀬尾 多嘉子 原 秀敏 旭 茂雄 河野 信子 三宅 勝 安達 昌宏 欠席委員 仲西 博子 事務局 福祉部高齢介護課 篠原 隆志 吉川 里香 坂手 克好 田尾 直裕 大西 貴和 沖元 由優 芝田 勇生 田中 裕志 関係課 福祉部地域福祉課 山川 尚佳 福祉部監査指導課 岡田 きよみ
会議の公表	<input checked="" type="checkbox"/> 公開 <input type="checkbox"/> 非公開 <input type="checkbox"/> 部分公開
傍聴者数	0人

1 議事

- (1) 第8次芦屋すこやか長寿プラン21（平成30年度）の評価について
- (2) その他

2 資料

- ・芦屋すこやか長寿プラン21評価委員会設置要綱
- ・【資料1】令和元年度芦屋すこやか長寿プラン21評価委員会 議事次第
- ・【資料2】第8次芦屋すこやか長寿プラン21現行計画進捗状況について（平成30年度）
- ・【資料3】事業実施状況について

3 審査（議）内容

上記の議題について事務局より報告，説明し，委員に意見聴取する。

4 開会

(事務局 篠原)

事務局紹介

5 議事

(1) 計画の概要と評価について

(澤田委員長)

それでは早速議事の1番目，計画の概要と評価について進めてまいりたいと思います。今回は平成30年度1年間の評価を行うものですが，引き続きの委員の方々もいらっしゃいますが，初めてこの評価にかかわる委員の方もおられますので，事務局より計画の概要と評価審査についての説明をお願いします。

(事務局 篠原)

「第8次芦屋すこやか長寿プラン21」の概要及び評価シートの見方について説明

(澤田委員長)

今の説明で評価シートの見方については皆様おわかりいただけましたでしょうか。何かご質問があればお願いいたします。

(質問なし)

(2) 第8次芦屋すこやか長寿プラン21 平成30年度の評価について

(澤田委員長)

それでは，議事の2番目，第8次芦屋すこやか長寿プラン21の平成30年度の評価について入っていきたいと思います。今ご紹介いただきました，横長のA3のシートについてご覧いただきたいと思います。事務局からはこの計画の中で，新規あるいは充実となっている項目や平成30年度に取り組めた施策，逆に課題となっている施策をピックアップしていただいて，簡潔に説明をしていただきたいと思います。基本目標が1から4の4つに分かれていますので，この基本目標ごとに4つに分けて進めさせていただきたいと思います。事務局からの説明をいただいた後に，質疑あるいはご意見を受けたいと思いますのでよろしくをお願いします。それではまず基本目標の1からお願いします。

(事務局 芝田)

基本目標1「高齢者を地域で支える環境づくり」について説明

(澤田委員長)

基本目標1についてご説明いただきましたが、何か質問、ご意見はありますか。

(和田委員)

「計画進捗状況について」1ページの共生型サービスは前にも聞いたかもしれないですけども、65歳以上の障がい者が引き続き障害福祉サービス事業所を利用可能になるよう関係する条例を整備したとのことですが、実際そういった事業所は数としてはどれぐらいありますか。また、障がいのある方や、65歳以降でも、障害福祉サービスの利用を望まれる方のニーズはボリュームとしてはどれぐらいあって、事業所数の目標といったものはありますか。

(事務局 篠原)

共生型サービスの事業所ですが、訪問介護やデイサービス、ショートステイの事業所が共生型サービスの指定を受けることができます。訪問介護サービスにつきましては、ほぼどの事業所でも介護保険サービスに加え、障害福祉サービス事業所の指定を受けている状況にありますので、65歳になっても引き続き同じ事業所でサービスが利用できています。一方で、障がいのデイサービスをご利用の方が65歳になって、高齢者のデイサービスに移らなければいけないということが生じてくる場合がございます。これにつきましては、市も事業所へ周知をさせていただいておるところですが、芦屋市では、現在のところ、デイサービスの共生型サービスの指定を受けている事業所はございません。制度ができたときに、市からも障がいのデイサービス事業所へご連絡をさせていただいたこともありました。今のところ予定がないという事業所や65歳に近い年齢の方がいらっしゃる事業所では今後、事業所の中で検討していくということをお伺いしております。事業所側の大変なところとしましては、高齢者の方も受け入れるということで、障がいのある18歳、19歳の特別支援学校からの卒業生を受け入れる枠が少なくなるなどの影響や障害福祉サービスに係る請求だけでなく高齢者の介護保険サービスに係る請求もしないといけない、そういった事務の大変さがあると伺っております。ただ、市としましては共生型サービスのご相談があれば、ご一緒に相談しながら進めていきたいとは思っておりますが、今現在は、指定を受けている事業所がないというのが現状でございます。

(朝倉委員)

私は知的障がいの団体なのですが、その立場で言わせていただきますと、65歳になって介護保険制度に移行するというのは言語道断だと思っております。といいますのは、介護保険制度が2000年から始まったときに障がいのある方も全員入らなければならず、障がい者は除くということはできなかったと思います。障がい者へのサービスといいますのは、特に知的障がいの場合、最初からずっとサービスを受けているのに、何故65歳になったら介護保険に変わら

なければいけないのか。これははっきり言って人権の無視ではないかと思っております。なおかつ、介護保険制度に移行するということになりますと、今は制度ができて改善されたかもしれませんが、費用の問題があります。また、慣れるのに時間がかかります。こういった理由で、基本的には反対と私どもは思っております。

また、本人が65歳になったときに、面倒を見る人が何歳になっているかということも考えなければいけない。そうなったときに今の制度はもう少し見直してもらふ必要があると思っております。国が作った制度だからといって、介護保険制度に移行する必要はないと思っております。あくまでも「原則として」という、その言葉を重んじていただきたいと思っております。

(事務局 篠原)

行政といたしましても、「原則として」ということでございますので、例えばその方にとって、介護保険サービスでは賄えない量のサービスが、障害福祉サービスを利用している場合やどうしても障害福祉サービスを引き続き利用する必要がある場合は、介護保険制度への移行前のできるだけ早い段階で、ご本人を交えて、関係機関で話し合いをさせていただくなど、丁寧な取組をしているところです。

(澤田委員長)

1-2のところですけれども、地域ケア会議で、リハビリ職と連携して介護予防のための地域ケア会議を実施していくという話でしたが、このリハビリ職との連携は、地域ケア会議でどのようにしているのかということと、実際どうつなげてどのような形で活かしていくと考えているのか少し教えてください。

(事務局 芝田)

地域ケア会議に現在、リハビリ職の方に出席いただきまして、介護予防のケアプランについて事例検討を行う中で、リハビリ職の視点から、それぞれどういった活動をしたほうがこの方にとっては自立支援につながるのかなどについて、意見をいただいております。また、その中で、今後は地域ケア会議だけでなく、リハビリ職の方が地域に出向いてリハビリや、体の動かし方の講座を開催してほしいとの意見もありますので、そういった意見も今後の取組に活かしていきたいと考えております。

(澤田委員長)

ありがとうございました。アセスメントのところにもこういったリハビリ職の方の視点を入れていくということが理解できました。

もう1点、1-4のところについてお伺いしたいのですけれども、地域の見まもりネット事業のご説明がありましたが、現状課題のところ、「地域のひとり暮らしの方でなおかつ地域活動に参加していない高齢者の方が4割から6割い

る。」とありました。比較的割合が高いという印象を持っているのですが、こういった方々へのアプローチとして、さまざまな活動への参加をお声がけしているかと思うのですが、実際に災害時等に行政の方、見守り推進員の人たちだけでフォローできるのか、こういった方々への支援体制について何かされていることがあれば教えていただければと思います。

(事務局 篠原)

ひとり暮らしの方への支援ということでございますけれども、日頃は、民生委員や福祉推進委員、高齢者生活支援センターなどを中心に地域や関係機関で見守りを行っております。また、身近なところで通える場所等がありましたら、そういった中で顔を合わせることで安否確認等を行っていただいているという状況です。一方で災害時のために、民生委員の方に要援護者台帳の登録を支援頂いております。それにつきましては、市の防災部門と連携して要配慮者名簿を作成し、自治会などで災害時に活かしていこうという動きが始まっているところです。やはり大きな災害となりますと、公的な支援だけでなく、自助と共助を組み合わせた取組を今後も行っていく必要があるという認識でございます。

(脇委員)

1-6のところのCの早期発見について、認知症初期集中チームの効果的な活用ということで、訪問実施件数4件という数は想定された数に達しているかどうか、評価としてはどうなのかと、この初期集中チームによる支援でどのような効果が出ているのかを教えていただければと思います。

(事務局 山川)

想定する目標の数値は明確には定めていないのですが、この件数はもう少し伸ばせるのではないかと考えております。また、初期集中支援チームの活用につきましては、各高齢者生活支援センターなどと連携しながら活用の幅を広げるように進めているところです。こちらの支援チームを使っていた方については、高齢者生活支援センターだけでは支援が行き詰っていたケースなどにつきまして、何度も初期集中チームの医師や看護師が訪問することで医療につながったり介護サービスを利用されたり、新たな展開に結びつくといった効果があると評価しております。

(澤田委員長)

それでは、基本目標1を終了させていただきまして、引き続き基本目標2に移りたいと思います。ご説明をお願いします。

(事務局 田尾)

基本目標2「社会参加の促進と高齢者にやすらぎのあるまちづくり」について説明

(澤田委員長)

基本目標2について説明いただきました。何か質問、ご意見がありましたらお願いします。

(朝倉委員)

今のところの生きがい活動支援の充実ということで、この問題は高齢者ということだと思うのですが、実際に、現在我々の障がい者の団体でも問題になっている1つに、居場所という問題があります。我々は今回、市にも要望したのですが、障がい者だけではなく、ひきこもりの健常者も含めての施策を考えてもらえないだろうかということをお願いしています。そうになりましたときに、この中で一緒に何か取り組んでいただいて、障がい者も取り込んでいただけるようなことがないだろうかと思います。これは新たな提案になるかもわかりませんが、すぐにといいのはあり得ないと思うのですが、社会福祉協議会が中心になって「まごのて」といったことをされていますが、できたらもっと駅の近所に幾つか欲しいと思っています。

(加納委員)

そうですね。生きがいデイのお話も出ておりますけれども、今も障がい者だけではなく、要介護・要支援の認定をもらっていない高齢者もたくさん地域にお住みでございまして、特に男性の方の居場所が少ないというのが現状です。そういう中で、社会福祉協議会が生きがいデイという形で、以前から活動をしており、その多くは集会所を利用しており、運営しているのは地区の福祉委員会です。そのメンバーは民生委員と社会福祉協議会の福祉推進委員、この両方の委員たちが、身近な地域で居場所づくりを一生懸命運営しており、だんだんと人数が増えております。

今、障がい者のお話が出ておりますが、地域にお住いの方は誰でもいいよということ。国からは介護予防や認知症予防という形で作るようにとお話があったように認識していたのですが、地域でそれを持ち帰ったときに、介護予防とか認知症予防という言葉を使うとかえって集まりが悪くなると意見がありました。それよりも居場所づくり、生きがいデイということで呼びかけたほうが、気楽に地域の方が集まっていच्छやるということを信じて始めたのが、社会福祉協議会の生きがいデイです。

いろいろな取組がありまして、歌を歌ったり体操をしたり、趣味の会をしたりとかいろいろな方法を、その地域ごとに考えております。無理なくみんなが集まって、それを積み重ねる。そこでお互い顔なじみもでき、そして安否確認もでき、そこで「いつもとちょっと違うね」という日ごろの見守りがあり、気づきもあるので、そういう情報を地域包括支援センターにつなげ、また社会福祉協議会につなげるという形で長く活動しています。

最近、男性の参加者はだんだん増えてまいりました。1人が1人を呼ぶとい

う形で、今ではこれを発展させて男性の居場所づくりに発展する地域もあります。

(朝倉委員)

私も障がい者だけの居場所とは思っておりませんし、今後、共生という考えになってくると思っております。

(加納委員)

社会福祉協議会といたしましたら、施策の縦割りの組織にこだわらず、横の組織ともつなぎながら安心したまちづくりをしたいと思っております。

(瀬尾委員)

私が入っておりますNALCというのは、平均年齢が74歳なのですが、作ってもらった居場所で楽しむという人もいれば、自分たちで居場所を作っているという部分も大いにあると思います。どういう感じの居場所かと言われれば、助けてもらえたら嬉しいなというところを見つけて、お手伝いに行って、そこで喜んでいただいて自分も喜んだ、というような形で居場所づくりをやっています。

この中でも「ひとり一役」という項目がありましたけれども、結構たくさんの方にご参加いただいています。以前はどのようなボランティアをしても全部ただ働きで、交通費もNALCが運営経費の中から、一回30円の補助というような形で、活動経費の一部は助けましょうということでした。後は、全て自分の持ち出しになります。また、手伝いに行くところも営利目的でやっているところへは行きません。特別養護老人ホームや、障がいのある方の施設へお手伝いに入るということで、そこに居場所を見つけて生きがいを感じて活動しているのです。高齢になって作ってもらった居場所へ行くのも一つの方法だけれども、自分たちで作るというのも一つの方法だと思います。会員は、最初にできたときは、34人でスタートして、今は250人近くおります。どちらかというとな男性が中心になって動かしており、非常に珍しいと思います。女性はおとなしくこつこつとやって、男性がいろんな方向づけやプランニング、昔、会社で組織などを動かすときのノウハウで利用できるものは利用して運営していこうという感じでやっています。ですので、少し発想を変えてみるのもいいのではないかと思います。つまり、与えられたことよりも自分たちでつくっていく、与えられるだけでなく自分たちもできることは、していこうというほうが、参加する人も自分の意義や、生きがいというものを感じられると思います。また、高齢になっても世間でお役に立てる部分があるということを見つけて、それが嬉しいと感じる部分もあると思います。

(澤田委員長)

ありがとうございます。居場所づくりの話からさらに社会参加の形のあり方ですね。今おっしゃっていただいたのはすごく大切なことで、実際に高齢者の方

の居場所が幾らあっても、そこで何かしてもらえばいいというよりは、そこで何か自分の活躍の場があったり、自分が何かの手助けになるという経験があったほうが、生きがいにつながると思いますし、また、働くということもあるのかなと思いましたが、そういった居場所づくりだけではなくて、活動参加の形がいろいろあるのかなと聞かせていただきました。

他に何か、ありましたらどうぞお願いします。

(三宅委員)

私は潮見地区集会所の近くの緑町に住んでいます。潮見地区集会所では、平成17年に交流広場事業で県から助成金が出て、地域の交流のために活動を行ってくださいということでした。僕の活動の始まりでもあります。活動当初は皆さん若かったのが、会社を辞めたから、ひとつそういう活動をやってみたいなということで、たくさんの方が集まってくれました。それが10年たちますと皆さんは高齢になってきて、いかに継続して続けていくかというところに主眼を置く必要があります。また、僕たちのときは定年が60歳ぐらいでしたが、今はもう70歳になってきました。ただ、70歳になって定年になったときに、もう肉体的にしんどいから、男性がなかなかこの地域交流の場に入ってくれないという状況があります。男性は一人といえますか、もともと地域の方とつき合いがないものですから、この男性をいかに引っ張り出してくるかということは、やはり仕事をしている間に、地域の人とつながりを作らないといけないと思っています。そういう意味で今始まったばかりですが、潮見集会所の中で、「かわせみ」というグループがあります。かわせみというグループは男性を積極的に招き入れて、そこでお茶会をしたり、音楽を聴いてみたり、歌ってみたり、そういう活動を始めています。そういう活動を社会福祉協議会も実施されているということですが、やはり自発的に地域に出てくる空気を他の地域ごとに作るような方法がないものかなと考えています。

(柴沼委員)

私のところは老人クラブでございまして、今は会員が3,000人近くいまして、みんなで集まっているいろいろな活動をしております。これが非常にいいことで、クラブ活動の内容は、グラウンドゴルフといった運動や踊りや三味線、民謡、コーラスなどの文化活動もやっております。それから、パソコンのクラブや他にも簡単なゲームのようなものですが、ダーツや輪投げ、トリコロキューブという最近流行りの活動もしております。皆さんが参加するようになりました。個人的には、体操と太極拳を教えながらみんなに集まってもらって、その間に休憩する時間を設けて皆さんで話し合っています。そして皆さんの話を聞くと同時に、出てこられない人たちがどうしているかという情報を集めて、いわゆる見守り活動も行っています。

もう1つ、私は、毎月一回誕生月に会員を訪ねることにしています。そうすることによって必ず会うことができます。見守りができるということになりますので、20年近く続けております。やはり人と会って皆さんと話し合うということが大変重要なことだと思っております、これからもそういう活動を続けていきたいと思っております。

(澤田委員長)

ありがとうございます。老人クラブのお話を聞かせていただきましたが、結構男性の活躍が多いということですか。

(柴沼委員)

スポーツのクラブは、男性が多いですね。

(澤田委員長)

どうしても高齢者の方だけのクラブというイメージがありますけれども、例えばお子さんとか地域の方々との交流はございますか。

(柴沼委員)

子ども会との交流会などもあります。

(澤田委員長)

ぜひそういった、太極拳や体操もお子さんたちにも教えていただけたら、とてもいい交流になるかなと思って聞かせていただきました。ありがとうございます。

(北田委員)

芦屋市シルバー人材センターは、今は会員の方がわずかに増加傾向にありますが、他市の多くのシルバー人材センターは、会員が減少しているというような傾向がございます。私どもが今取り組んでいるのは、仕事をしていただくということだけではなく、地域でいろいろな交流をしていただこうということです。シルバー人材センターは、仕事以外の活動もたくさんやっております。また、閉じこもりがちな高齢者が来ていただけるような介護予防事業も行っています。先ほど、ひきこもりの話がありましたが、シルバー人材センターも利用していただきたいと思えます。

また一方で、魅力あるセンターを作り上げないといけないと思っております、それが課題の一つでもあります。私どもは、自治体や地域の団体、障がい者の団体等と連携させていただきながら、活動の拠点を広げていきたいと考えております。ぜひ、シルバー人材センターを活用していただきながら、一緒にできることはさせていただきたいと思っております。

(澤田委員長)

ありがとうございます。皆様は他には何かご意見がございましたらお願いします。

それでは、引き続き基本目標の3に移りたいと思います。ご説明をお願いします。

(事務局 坂手)

基本目標3「総合的な介護予防の推進」について説明

(澤田委員長)

基本目標3についてご説明いただきました。何か皆様からご意見、ご質問等ありますでしょうか。

(和田委員)

介護予防事業の「要介護認定状況の推移の把握」について、どのように活用しようとお考えですか。

(事務局 篠原)

介護予防事業の利用者を分析することで、介護予防の利用により、要介護認定に至らない方が、どの程度いるかなどの効果について確認し、要介護認定と結びつけた評価を行えるよう取り組んでいるところです。

(岩本委員)

さわやか教室はふだんどういう方を対象にしておられて、どのような方法で周知なさっているのかをお尋ねしたいのですが。

(事務局 坂手)

さわやか教室は65歳以上の方に向けた教室となっております。周知につきましては広報での周知案内等をさせていただいております。今お手元にありますパンフレット「芦屋の高齢者福祉と介護保険」にも詳細を記載させていただいております。

(事務局 篠原)

具体的には「芦屋の高齢者福祉と介護保険」の40ページをご覧くださいませでしょうか。ここにどなたでも参加できるさわやか教室ということで、教室番号を1番から13番まで振っております。大体3カ月を目処に実施前、実施後の体力測定の結果から効果をはかっています。また、先ほど申し上げたように、広報でもお知らせをし、募集しております。今後、地域のさわやか教室であったり、先ほどの生きがいデイサービスや自主グループへのトレーナー派遣事業であったり、また、通いの場など、できる限り身近な地域で通える場を増やしていきたいと思っております。このさわやか教室などは、65歳以上の方は、どなたでも参加できますので、もしそういった方がいらっしゃいましたらご案内いただけたらと思っております。

(加納委員)

私が先ほど申しました社会福祉協議会がやっている生きがいデイサービスですが、生きがいデイサービスの体操のトレーナーの方の費用は行政が持つてく

ださっていますよね。

(事務局 篠原)

生きがいデイサービスに来られている講師の費用は、芦屋市から生きがいデイサービスの費用として社会福祉協議会に委託事業として支払っています。さわやか教室につきましては、他の事業者に委託をして実施しています。

(澤田委員長)

先ほどの運動トレーナーのお話について、自主的に活動されているグループは希望すれば運動トレーナーを派遣してくださるという理解をしてよろしいでしょうか。

(事務局 坂手)

はい。希望されているグループに対してトレーナーを派遣させていただいております。

(澤田委員長)

すごく魅力的な派遣だなと思います。実際にこれは小グループであっても、グループでレッスンをしたいからトレーナーを派遣してくれるなんてとても素敵だなと思うのですが、もしこれを継続的にやっていきたいとなった場合の費用負担はどうなっているのか、もしよければ教えてください。

(事務局 坂手)

トレーナー派遣事業につきましては各グループで12回が限度となっております。あくまできっかけづくりというものになります。もしその後、各グループで継続したいということであれば、自主的な住民主体の活動の場ということで動いていくこととなります。

(事務局 篠原)

「芦屋の高齢者福祉と介護保険」の39ページをご覧ください。39ページの一番下に先ほど申し上げたトレーナー派遣事業がございます。こちらは3カ月以上の取組で、月1回各グループ12回までと決まっております。このように実施した後に、もし自主グループで立ち上げたいということであれば、例えばこの上に記載の「介護予防・通いの場づくり事業」というものがあります。これは自主的なグループを立ち上げる際の助成金になっていきますので、こちらをご案内して立ち上げを支援したりなどもしております。介護予防・通いの場づくり事業は、箇所数としましては、現在8カ所立ち上がっております。このような事業を利用することで、継続した取組へのきっかけになればいいなと考えております。

(澤田委員長)

ありがとうございます。この介護予防教室に関して、それほど対象者の方を制限せずに、条件が65歳以上というだけで、無料で利用できる教室が非常に多くあるという印象ですが、利用者の方からは足りていないといったご意見はない

という評価ですか。

(事務局 篠原)

空きも一部あり、足りていないということではないのですが、より身近な地域で通えるところが欲しいというお声はいただいておりますので、今後はできる限り地域の中で比較的歩いていけるような場所を点在して作っていくことが、先ほど委員の皆様がおっしゃった見守りにもつながりますし、介護予防にもつながると考えておまして、そういった取組を広げていくことが課題だと思っております。

(澤田委員長)

ありがとうございます。

それでは、基本目標3について終わらせていただきまして、引き続き、基本目標4についてご説明をお願いします。

(事務局 坂手・大西)

基本目標4「介護サービスの充実による安心基盤づくり」について説明

(澤田委員長)

目標の4-5の施設サービスのところについての記述で、今現在の状況として、特別養護老人ホームの待機者数が約570名を超えているという課題が挙げられていまして、市内においてやはり重度者の方が入所待ちをされている状況の中、居宅での療養ということも選択せざるを得ない状況になっているのが現状であり、人材がなかなか確保できないという課題もあると思うのですが、現在の市としての取組、それから今後に向けての対策というのがあれば教えてください。

(事務局 篠原)

特別養護老人ホームについて、芦屋市で実際に申し込みをされている方が570名くらいいらっしゃいます。ただ、要介護1~2の方や実際の順番が回ってきてもお断りになられている方もおられ、市内施設の聞き取りからも実際の待機者は、およそ200名程度ではないかと思っております。現在、市では一箇所の特別養護老人ホームの整備を進めているところです。それが順調に進みますと、およそ80床規模の特別養護老人ホームが開所となる予定ですが、引き続き地域密着型サービスの整備も含めて検討してまいりたいと考えております。

一方で、市内の施設からは、介護人材の確保が、大変だというお声は聞いておりますので、市としても介護人材の確保に向けた取組を市内事業所と一緒にやっているところです。また、今年度新たに介護人材の確保と離職防止を目的として、芦屋市の介護事業所で勤めている方や新たに芦屋市に介護職員として勤めていただける方を対象に研修の補助制度を創設したところです。

(脇委員)

4-4のサービス利用料の軽減のところですが、このパンフレットにもあるように、低所得者の方のサービス料の軽減もありますが、今までの特別養護老人ホームは多床室が多かったのですが、改装や建て替えによりユニット個室の施設が多くなっています。25ページのところを見ていただいても、生活保護の受給者の場合、多床室であれば居住費が370円のところ0円になるのですが、ユニット個室820円は820円のまま、全く減免が受けられないということで、ユニット個室のところに入ると食事の90円しか軽減されないということもあって、この辺りは今の社会の実情といいますか、芦屋でも特別養護老人ホームの改装にあたりユニット個室が増えていく中で、この辺りの減免のあり方というのも考えていただければと思います。

(事務局 篠原)

委員のおっしゃるとおりでして、昔は全国的には、多床室が多くありました。ただ、徐々にプライバシーの確保や介護のしやすさという面で、ユニット型の個室が増えてきております。市内でもほとんどの施設が個室で、多床室のある施設は、現在市内では2カ所です。あと、阪神間の広域施設の「ななくさ白寿荘」は多床室がある状況です。今後、改修や建て替えを考えられている施設は、多床室から多床室にされるのか、多床室からユニット型にされるのかについて、事業所で検討をされている状況です。

個室代などの負担軽減は国の制度ですので、市の単独助成ができるのかという問題はありますが、低所得者の方が入所できる施設がないような状況にならないように、市としては検討する必要があると考えております。

(加納委員)

在宅医療がこれから大事になってきますが、健康福祉事務所、つまり保健所はその医療の中に入るのでしょうか。例えばアルコール依存症の人とか認知症の人とかそれから精神的な障がいのある人など、地域ではいろいろな方が増えてきていますよね。在宅医療となれば保健所の位置づけはどうか教えていただけますか。

(安住副委員長)

基本的に保健所は県の役所ですので、事業所という感覚とはずいぶん離れていると思います。

(事務局 吉川)

今、安住副委員長からも言っていただきましたとおり、健康福祉事務所は県の機関ということで必要な対応をしていただいています。アルコールの依存症の方等についても、市の担当者と保健所の保健師と一緒に家庭訪問を行うなど、必要があれば医療機関の入院などにつないでいただいております。さらに、精神科の先生の相談日を設けてくださり、支援者の方が困ったときにはその相談を

利用させていただくというような形で、地域で生活をするために必要な資源の一つとして関係機関と一緒に支えていくというような立場でいてくださっているのではないかと思います。

地域で対象者の方を支援しております立場としましては、今後も引き続き重要な役割は担っていただく必要があるのではないかと考えています。

(澤田委員長)

それでは時間のほうが予定の時間となっておりますので、ここまでで終了させていただきますのでよろしいでしょうか。

全ての項目の評価を見ていただきました。

ご意見として、大きく3点ぐらいかなと思います。

最初に、共生型サービスのところで議論がありましたように、介護保険ということだけではなくて、障害福祉の分野も合わせて考えていくということが今後の課題となっていて、これまで知的障がい者の方などが、障がいの領域でずっと子供のころから受けていたサービスが、高齢分野になったときにどういうふうに統合できるのか、非常に大きな課題というところで意見をいただいたと思っております。

そうはいつでも、やはり介護保険移行という形でサービス提供しなければいけないというようなところもあって、それがどこまで市としてはそういったものを組み込んでいくのかということは議論が必要なところだと思います。高齢者領域だけではなくて一緒に考えていかないといけないかなと思ってお聞きしていました。

もう1点が非常に多くのご意見で勉強になったのですが、高齢者の方の社会参加ということと健康づくりということが非常に一体的になっているのかなという印象でした。実際に国の調査でも、健康意識というものと社会参加というものは、非常に関連があると言われていまして、居場所づくりや、生きがいがづくりが、健康づくりにつながっているということが議論されたと思います。

そのときに議論の中では、私のほうからひとり暮らし、独居の方ということをお伝えしましたが、実際にはひきこもりの障がいの方がおられたり、障がいはなくてもひきこもりをされている若者の方も地域におられたり、そういう意味では高齢者だけではない住民の方全体の居場所、まさに地域共生ということのかなと思うのですが、そういった場を必要とされているということが1つ今後につながるご意見だと感じました。

この居場所づくりに関しては、介護予防とか認知症予防というような枠だけではなくて、自らが人の役に立つ、社会貢献につながることであったり、本当に単に皆さんが交流できるような居場所というようなそういったメッセージがあることで、男性でも若者でもみんなが入りやすい場づくりができるのではない

かという、皆様のご経験からの意見というものをお聞きしまして、特に男性参加というのは本当に大きな課題だと思うのですが、そういった取組が必要であると聞いて思いました。

私も朝に他市で、「いきいき体操」という場づくりをしているところへ参加してきました、ヒップホップ体操を学生と踊ってきたのですが、男性の参加者はいませんでした。やはり男性の方は、1回参加しても少し恥ずかしいと感じたり、女性中心のところには出られないというところがあるのかもしれませんが。自分たちのこれまでの会社でのルールや役割とはまた違ったところに入ってきていただくためにも、そういう仕掛けも必要なのかなということをお聞きして思いました。

あともう1点が最後のところにつながってきますが、介護保険の適正給付など最後の目標4のところのお話になるかなと思います。ここでは芦屋市として、非常に大きな責任を問われているといたしますか、今後も引き続きそういった責任が大変あるということを感じるものでありました。今後も、これまでどおり、適正給付とか居宅介護支援事業所の指導監査というものも大きな責任になってくるとは思いますけれども、やはり特別養護老人ホームといった看取りに至るまでの住みかを整備するというのは、やはり今は喫緊の課題だと感じますので、その整備の問題、また介護人材確保、さらには低所得者の方が安心して入所できるような仕組みをつくっていくということはやはり重要な課題だと思います。

今日いただいたお話を少しまとめさせていただきましたが、今後のこの評価を次の計画のほうにぜひ反映させていきたいなと思います。どうぞよろしくお願い致します。

それでは、その他について事務局から何かありましたらお願いいたします。

(事務局 篠原)

皆様から貴重な意見をいただきましてありがとうございました。今まとめていただいた意見も含めまして、今年度、いよいよ見直しに向けて策定委員会が始まってまいりますので、いただいた意見を計画のほうにまた活かしてまいりたいと思っております。

令和元年度の評価につきましては、また次年度、この時期に改めて日程調整をさせていただきたいと思っておりますのでどうぞよろしくお願い致します。

(澤田委員長)

ありがとうございます。他に何かありませんか。

それでは、皆さん、本当に長い時間ありがとうございました。これで令和元年度芦屋すこやか長寿プラン2 1 評価委員会を終了させていただきます。どうもありがとうございました。